

署名到達7800筆 「南生協が!？」の声ひろがる!

沖縄県の署名が届いて、栃木を除く全国46都道府県に広まった署名。みなさんのご協力で、10月6日現在、裁判所宛てが7812筆、南生協宛てが7422筆集まってきています。

署名の広がりとともに、「南医療生協でこんなことが起きているなんて、全然知らなかった」「労働局が認めている労災を認めないだなんて、信じられない!」と驚きの声広がっています。

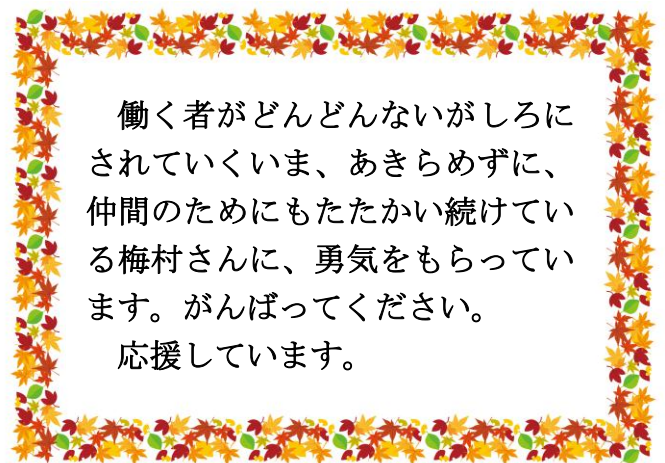
国民救援会での支援決議のおかげか、大阪・岡山・群馬・埼玉などの救援会からも署名が届いています。

署名とともに、温かい励ましのメッセージや、カンパも多くの方たちから寄せられています。ありがとうございます。

証人尋問が始まるまでに、目標1万筆を大きく超えたいと思います。ご協力をお願いします。

第3次集約 10月20日(土)

10月22日の裁判の日に、裁判所に届けます。



働く者がどんどんないがしろにされていくいま、あきらめずに、仲間のためにもたたかい続けている梅村さんに、勇気をもらっています。がんばってください。応援しています。

11/7 栄総行動で南医療生協に要請行動

78回目になる栄総行動が11月7日行われます。同行動は1978年にスタートし、毎年2回を基本に実施。「みんなの要求、みんなで実現」を合言葉に、労働団体や市民団体などが共同して行動を繰り広げているものです。

総行動当日は早朝から駅頭ビラ宣伝をし、午前午後には20数組に分かれた要請団が、労働争議の解決や行政要求の実現などを求め、関係企業や官庁へ申し入れをします。

昼休みには栄小公園にむけて、4ヶ所からデモ行進をし、集会では、原発再稼働や消費税増税、TPP交渉参加反対などを訴えるアピールを採択します。

総行動へのエントリー3回目となる今回は、被告南医療生協への要請行動を予定しています。

総行動に多くのみなさんが参加していただきたいと思います。



春の総行動で司会をした梅村さん

次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

10月22日(月) 午前10時 名古屋地方裁判所2階201号法廷

※裁判後、弁護士会館の地下第2委員会室にて、報告交流集会を行います。

「労働組合の説明はしてもいいが、勧誘はダメ」 「町内会には貸すが労組には会議室は貸せない」

南医療生協労組の不当労働行為救済申立事件の審問が、第1回（7/17）、第2回（8/2）に続いて、第3回（9/19）は、南医療生協の成瀬専務と小酒井看護部長が証人として行われました。

第1回目には、南生協労組の小椋執行委員長が、「労使協定では、新入職員への労組の説明会は1時間と決めてあるのに、いまは15分しかさせてもらえない」「しかも、『労組の説明はしてもいいが、加入を勧めてはいけない』と言われた」など、労組活動へのあからさまな弾圧を証言しました。

第2回の審問には、労組の田島書記長が証人に立ち、「新病院の職員ゾーンに入るためのセキュリティーカードを渡さない」「新病院内の会議室を、近隣の子ども会やマンション管理組合には貸しているのに、労組には貸さない」などの事実を明らかにすると、参加者からは「信じられない!」と声が上がりました。

第3回の審問では、労組側代理人の弁護士からの「南医療生協のホームページの医療宣言の中から『差額ベッド代やつけとどけのない無差別平等の医療』という言葉から『差額ベッド代』という言葉が、2005年から消えているが、方針を転換したのか?」という質問に対して、成瀬専務は「文章の限りでは方針を転換したこととなる」と認めました。

しかし、その一方で、2008年に労働委員会への申し立てですでに和解している、差額ベッド代についての地域ピラ配布について、成瀬専務は「南生協の名誉を傷つけられた」と発言し、いまもなお、差額ベッド代徴収に反対した労組に対する敵対心をあらわにしました。

次回労働委員会審問は・・・

10月30日（火）9：30～
愛知県労働委員会
（愛知県庁西庁舎8階）

証人は、「ともにあゆむ裁判」にも南生協側担当者として参加している、人事育成課次長の神山氏です。

あらためて、「ともにあゆむ」って？

南生協病院が、全日本民医連の呼びかけで作った「医療宣言」のテーマです。

梅村さんも事務局として起草に関わりました。

南生協は差額ベッド代を徴収するため、わずか7年でこの宣言を投げ捨てました。

梅村さんは宣言起草時の思いを忘れず、裁判のスローガンにしています。

南生協病院「医療宣言」

とつぜんの病気・けがにも安心の救急医療

もらいません差額ベット代やつけとどけ

にこやかでおもいやりある接遇を

あすのよい医療を実践します

ゆめをもち、やりがいもてる職場と人を育てます

むすびます保健・医療と福祉のネットワーク

医療保険制度の後退を許さず、社会保障

平和を守る運動にとりくみます

療養は患者が主人公 生協は組合員が主人公

1999.12.5 総合病院 南生協病院

裁判の支援運動を広げるための カンパにご協力ください！

★振込先

「梅村紅美子さんの裁判を

支援する会」

ゆうちょ銀行 記号 12160

番号 30605691

※ゆうちょ銀行以外からの振込の際は、
下記の内容をご指定ください。

店名「二一八」（読みニイチハチ）

店番「218」普通預金

「口座番号」3060569

